

[県の施策への要求・要望事項]

平和

- 1、「非核平和千葉県宣言」に基づき、平和宣言の「広報」に留まらず、具体的な事業を推進すること。
- 2、オスプレイ機の危険性は昨年来の沖縄地区での墜落事故や不時着事故等の多発等で実証されている。よって、自衛隊木更津駐屯地の使用に反対すること。
- 3、県の航空機騒音調査によると、下総基地周辺の騒音は基準値を超えている。よって、県は周辺市長と共同して、「航空機騒音の低減」を国に要望すること。
- 4、戦争の惨禍を後世に伝えるため、文化庁が行った近代遺跡の調査結果を明らかにし、県内の戦争遺跡の「調査・保存」を進め、県民に周知すること。

農林水産

- 1、千葉県農林水産業振興計画が平成 29 年度で終了することから、各種事業の達成状況と課題を明らかにするとともに、次期計画の策定にあたって実効あるものとする。
- 2、農業者の所得の向上に向けた、取り組みの現状と課題を明らかにすること。
- 3、兼業農家や集落機能を尊重し、多様な担い手による農林業の発展に向け、新規就農、集落営農、地域の農家を主体とした農業生産法人など多様な担い手の育成に十分な支援措置を講ずること。また、新規就農者の拡大に向けた、取り組みの現状と課題を明らかにすること。
- 4、新規需要米、飼料米の生産の拡大を図り、水田の有効利用の促進と自給率の向上を図るとともに、国産飼料を拡大すること。
- 5、森林整備面積を拡大し保全管理を進めるとともに、県産木材の利用推進を図ること。また、その取り組みの現状と課題を明らかにすること。
- 6、森林の果たす役割を重視し、林業の担い手づくりを充実させるなど、林業対策を強化すること。なお、森林・林業担い手育成対策事業、ちばの森林づくり、森林資源の循環利用、生活環境を守り災害に強い森林づくりなどの推進状況と効果を明らかにすること。
- 7、沿岸・養殖漁業の振興、零細農民に対する支援、流通・加工対策を推進し、水産業の活性化を図るとともに、漁業への新規就業を促進すること。なお、漁業の担い手確保・育成

総合対策事業及び水産物販売流通消費総合対策事業の推進状況と効果を明らかにすること。

8、耕作放棄地の解消に向けた取り組みについて、解消面積と新たな耕作放棄地面積等、現状と課題を明らかにすること。

9、農産物を鳥獣被害から守る取り組みとして、荒廃森林の整備を含め対策を強化すること。また、農産物被害面積及び被害額の現状を明らかにすること。

10、日本一の安心農林水産物「千葉ブランド」の確立に向けた施策の充実を図ること。なお、新作物・新品種の開発及び地場農産物の宣伝・販路拡大策について現状を明らかにすること。

11、T P P交渉、米国以外の11ヵ国（TPPイレブン）について安易な合意をしないよう国に要請すること。

12、日欧E P Aの大枠合意の撤回をするよう、国に要請すること。

13、日米2国間のE P A、F T A交渉を行わないよう国に要請すること。

福祉

1、視覚障がい者への外出支援のための同行援護を充実させるため、ヘルパーの資格取得支援及び財政援助を行うこと。

2、障がい者差別解消を推進するため、市町村における「不当な差別的な取り扱いの禁止、合理的な配慮の提供を盛り込んだ対応要領」の作成状況を明らかにすること。また、市町村の担当者研修を行うこと。

3、子どもの貧困対策について、取り組みのさらなる推進を行うこと。併せて、市町村への財政支援を増額すること。

4、児童虐待の深刻さに対応するため、引き続き児童相談所職員を増員すること。また、国に対して児童相談所の体制強化を求めること。併せて、市町村の相談窓口職員の研修を行うこと。

5、里親制度を普及するため、市町村へ周知し、取り組みの支援を強化するとともに、市町村の担当者の研修を行うこと

6、平成30年度中に全市町村に整備が求められている生活支援体制について、生活支援コーディネーターの研修を定期的に行うこと。さらに、情報交換の場を設けること。

7、介護・福祉現場で働く人たちの環境整備を国に対し強く求め、県内においても人材育成の支援をさらに強化すること。

教育

1、義務教育の機会均等と教育水準の維持を保証するため、義務教育費国庫負担率を2分の1に還元するよう国に対して強く要請すること。

2、教職員定数改善計画の早期策定を引き続き国に働きかけ、公立小中学校および高校における30人以下学級の早期実現を目指すこと。なお、当面は県単独で小中学校では35人以下学級を可能とする対象学年を拡大すること。また、定時制・専門学科、「生徒減少地域」の高校などで先行的に実施すること。

3、特別支援学校については設置基準を作り、流山・柏等人口急増地域での新たな学校開設や過密化解消を図ること。

4、生徒の実態や学校の実情に応じきめ細かな教育活動を継続できるよう、専門性に十分配慮して必要な教職員を配置すること。教員定数については臨時的任用講師ではなく、正規教員で充当すること。

5、正規・再任用および臨時・非常勤の県職員・教職員等の生活改善につながる基本賃金・諸手当および労働条件の改善に向けて国および県人事委員会に要請するとともに県単独で実施すること。また、教育職給料表(一)表を基本的に作り直し号給の増設を行うこと。

6、高校授業料を無償化するよう国に要請すること。当面「高等学校等就学支援金」は、支援を必要とするすべての生徒が受給できるよう、所得制限を設けない・申請手続きの簡略化など柔軟な制度運用を図ること。

「基準修業年限(全日制3年、定時制・通信制4年)」を超えた生徒で、授業料を負担している生徒について、県費負担とすること。また、自己負担が生じることのないよう「奨学のための給付金」の給付額を拡充し、県単独で給付型奨学金制度を導入すること。

7、児童生徒が安心して学校生活を送れる環境づくりのため、すべての小中学校、高等学校及び特別支援学校にスクールカウンセラーを配置すること。勤務日数・時間を充実し、報酬額を引き上げること。また、県立学校へのスクールソーシャルワーカーの配置を行い、拡充すること。

8、障がい者の権利を差別なしに実現するため、障がい者を包容するインクルーシブ教育の構築に向けて、小中学校および高校への支援員の配置・教員の加配を行うこと。就労支援コーディネーター等の配置については必要とする高校に配置すること。

また、障がいのある児童・生徒の指導方法や支援体制について、今年度は特別支援アドバイザーが20人配置されているが、学校からの要請に的確にこたえられるようさらなる増員を行うこと。

9、定通教育振興法の趣旨に則り、教科書無償給付・学校給食を実施すること。給食の「試行的廃止」にともない、仕出し弁当の販売および購買による方法が実施されている夜間定時制高等学校の実態調査、丁寧な検証・検討を行い、民間委託ではなく自校調理方式に戻すこと。また、夕食費補助について、対象者の拡充及び補助額の増額等、夜間定時制の学校給食に必要な支援を行うこと。

10、私立学校等の教育条件の維持向上や保護者の教育費負担の軽減を図るため、「私立学校経常費補助」及び「就学支援事業」の拡充を行うこと。

また、朝鮮学校への補助金廃止は、すべての子どもに教育の機会を保障した国際人権A規約（13条の1）に反し、日本国憲法第26条、教育基本法の理念に照らしても問題である。支援を復活すること。

11、中学校・高等学校での教育活動を保証するために、教育予算の削減はせず、旅費、部活動推進費、実験実習費、図書購入費等必要な予算を確保すること。学校運営充実費をさらに拡大すること。

12、老朽化による雨漏り、床のタイルの剥離など教育活動に支障が出てきている施設の整備、修繕を行うこと。特にトイレについては、ヒーターおよび温水洗浄付き便座付き様式トイレ・多目的トイレ等に整備すること。

また、普通教室・職員室等にエアコンが設置されていない学校については早急に県費でエアコンを設置すること。すでに保護者負担でエアコンの設置が許可されている学校についても県費負担に切り替えること。

13、すべての選挙の選挙権年齢が18歳以上へと引き下げられたことを踏まえ、義務教育段階から主権者教育を充実させること。

環境

1、循環型社会の形成・発展のため、県として太陽光発電の拡充と維持管理の対策を計画的に行うこと。電気買取価格下落のため太陽光発電事業者の倒産が増えていることから、適正な買取価格の設定を国に要望すること。

- 2、脱原発に向けた再生可能エネルギーの研究・開発を推進すること。
- 3、子ども・妊婦の健康を守るため「原発事故子ども被災者支援法」に基づく実効ある施策を国に求めること。
- 4、千葉県土を有効活用し価値を高めるためにも、負の遺産である不法投棄された産業廃棄物の全面撤去に向け計画的に取り組むこと。
- 5、残土条例に、いわゆる再生土等の埋立材を追加して脱法行為を防止するとともに、近隣住民の同意を許可要件とするなど規制を強化すること。
また、再生土等の原料となる建設汚泥の発生元事業者と中間処理業者に対し、再生土の最終使用先まで把握し報告することを義務付けるよう、廃棄物処理法の改正を国に求めること。
- 6、国は、高濃度放射性物質を含む焼却灰等を保管する「長期保管施設」として千葉市の火力発電所敷地内を選定したが、高濃度放射性廃棄物の保管と最終処分については、国と東電が責任を持ち、住民の理解の下、解決するよう要望すること。
- 7、県水道の原水の浄化に努めること。特に高滝ダムは堆砂の撤去、畜産団地からの排水を浄化する県の設備が老朽化していることから、設備の更新など高滝湖水の水質を悪化させない対策を早急にとること。
- 8、地球温暖化対策として、パリ協定で決定したCO₂削減目標を達成するため、事業所・工場におけるエネルギーの適正管理、森林吸収源3.9%の確実な確保のための森林整備や都市緑化、ライフスタイル・ワークスタイルの見直しなど着実な施策を更に拡充し、推進すること。

労働

- 1、保育士への賃金改善が実施されたが、さらに内需重視へ政策転換に力を入れ、介護・医療・環境・教育・農業などの「人への投資」「地域の活性化」策を積極的に進めること。
- 2、非正規労働者の正社員化を進めるとともに、最低賃金を時間給あたり1500円に引き上げ、中小企業への支援を合わせて実施すること。
- 3、若者が将来に夢と希望を持ち、安心して働き続けられる環境を作るため、適切な職業選択とミスマッチによる早期離職を防止するため、会社情報の積極的な公開を企業に求め、県としても採用・育成促進へ向けた取り組みを強化すること。
- 4、今後65歳定年制へ向けた事業所の拡大が想定されるが、労働安全衛生法を順守し、特

に高齢者の安全作業と保護のため、職場内の労働安全衛生活動を通じて労働災害をなくしていくこと。

- 5、2016年4月から障がい者差別禁止と合理的配慮の提供義務がスタートし、2018年4月以降には法定雇用率の算定基礎に精神障がい者が追加されることを踏まえ、障がい者の雇用と定着を促進すること。
- 6、公契約に係る業務の質の確保及び公契約の社会的な価値の向上を図るために、「公契約条例」を県においても制定するとともに、市町村の取組として広げるよう支援すること。
- 7、同じ職場でも「パートだから」「契約社員だから」「派遣だから」という理由により、給料やボーナス・休暇・福利厚生・有給休暇・出産・育児休業・退職金制度など様々な不利益な取扱いが存在する。雇用形態にかかわらず県が率先して「均等待遇」を実施するとともに、市町村に働きかけること。
- 8、長時間労働や不払い残業などをなくすため、労働時間を正確に把握し、適正に管理する必要があることから、県としても関連省庁と連携し違法残業や長時間労働の是正・監視を強化すること。
- 9、過労死ゼロに向けて「調査研究」「啓発」「相談体制の整備等」「民間団体の活動に対する支援」を実施すること。併せて、脳・心臓疾患・メンタルの不調など、企業の産業医による指導・相談体制が図られるよう働きかけること。
- 10、パワハラ・セクハラから被害者が守られるように就業規則の改正を指導し、相談窓口を設置・強化するなど、予防・解決に向けた仕組みづくりを推進すること。
- 11、産業構造の変化に伴い、仕事が難しくなり労働者に求められる職業能力が向上している。雇用形態や企業規模にかかわらず、働く人すべてが職業能力開発の機会を得られるよう、職業能力開発促進法にもとづいた施策のさらなる充実にむけた取り組みを強化すること。
- 12、外国人労働者の技能実習生が低賃金労働者として扱われるケースが存在している。人権を尊重し、労働条件など不当な扱いが無いよう、県も実情を調査の上問題があれば是正するよう働きかけること。

交通

- 1、地域の足を確保するため、交通政策基本法を活かし、地域公共交通への支援を強化すること。特にバス運行対策を強化すること。

- 2、「千葉県内のJR路線の利便性向上を求める意見書」の実行に向け、JR東日本・千葉支社に強く働きかけること。
- 3、「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の具体化、進捗状況を明らかにすること。また、自転車専用道路の整備に努めること。
- 4、自家用車の「ライド・シェア」（相乗り）は「白タク」合法化であり、利用者・国民の生命、財産及び安全の確保を求める立場から、県内における実態を把握すること。

年金

高齢社会を迎え、地域経済の視点からも年金は大きな役割を果たしている。その充実は不可欠であり、下記6項目について、県とし「国の動向を見守る」「注視していく」だけでなく、積極的に問題点を調査し、年金制度について下記の通り、改善を国に働きかけること。

- 1、現在の年金制度を改め、「基礎的暮らし年金」（一階建て部分／全額税方式／誰でも必ず81,840円）と「所得比例年金」（二階建て部分）を組み合わせた制度とすること。
- 2、年金法上の障がいに関し、該当するすべての人に障害年金が支給されるようにすること。
- 3、マクロ経済スライドによる給付切り下げや一律適用はやめること。特に2018年度以降の新たな「年金額改定ルールの見直し」はやめること。
- 4、年金資金の運用について、株式、不動産やインフラ投資などリスクの高い運用は縮小すること。
- 5、公的年金制度の運営管理は、公的サービスの根幹であり、国が責任を持って行うこと。
- 6、信頼される年金事務所として、年金業務のアウトソーシングを止め、すべての業務を正規職員で行うこと。